

木材産業のための

助成制度の

ご案内

○加工施設の導入をお考えの皆様へ、利子又はリース料の助成をご用意

○外材から国産材へ原料転換をお考えの皆様へ、利子の助成をご用意

○高性能林業機械の導入をお考えの皆様へ、リース料の助成をご用意

○セーフティーネット資金の借入れをお考えの皆様へ、利子の助成をご用意

全国木材協同組合連合会

加工設備の導入をお考えの皆様へ

利子を助成します

木材産業体質強化促進事業

全国木材協同組合連合会では、製材業等木材関連業の方々が、プレカット機械、高度加工用機械、焼却炉などの機械設備を導入するため、その資金を金融機関から借り入れる際に必要な利子の一部を助成(3%を上限)します。

対象者 : 製材業、木材チップ業、合板製造業、床板製造業、集成材製造業、木材卸売業、その他木材関連業

助成期間 : 7年以内(うち据置期間2年以内)

全国木材協同組合連合会において国費(1/2又は2/3)及び申請者自身の拠出による出えん金(1/2又は1/3)により特別資金を造成し、この特別資金を取り崩すことにより利子助成を行います。

手続きの流れ

①	事業実施計画書の提出と認定・借入	事業実施計画書を作成し県木連等を通じ全木協連へ提出
		審査委員会の審議を経て実施計画の認定後、指定金融機関に借入金を申込み、設備導入・機械代金を借入れ
②	基本申請書の提出と承認	基本申請書を作成し県木連等を通じ全木協連へ提出
		承認後、承認通知書を受領
③	事業実施報告書の提出と確認検査	事業の実施報告書(証拠写真等)を提出
		全木協連の指定する検査員による確認検査
④	利子助成金の交付申請と受取	利子助成金交付申請書を提出
		利子助成金を受取

加工設備の導入をお考えの皆様へ

リース料の助成をします

木材供給高度化設備リース促進事業

製材工場等がリースによって木材乾燥機などの機械設備を導入する場合に、リース料の一部を助成します。

対象者 : 製材業、プレカット加工業、木材チップ業、合板製造業、集成材製造業、木材市場業などを営まれている方

助成期間 : 機械設備ごとに3年から6年以内

リース料の助成額は、機械の種類や価格、リース期間、リース契約時の金利などの条件によって異なりますが、概ね6～9%

手続きの流れ

①	リース会社とリース契約し、助成を申請	事前に全木協連又は県木連等にご相談下さい。
		県木連等を経由して、設備導入に関する意見を伺い、全木協連に助成を申請
②	審査を行い、助成を決定	全木協連は審査委員会を開催し、申請内容を審査し、助成を決定
		全木協連は県木連等、申請者、リース会社に決定通知
③	申請者、全木協連、リース会社間で助成のための3者契約	3者間のリース料助成契約書の締結
		申請者はリース設備を導入し、リース会社のリース料の支払いを開始
④	助成金の請求と支払	支払いを受けたリース会社はリース料の助成を全木協連に請求し、全木協連は請求内容を審査して助成額を支払い
		申請者は事業効果の報告を行う。

外材から国産材へ取り扱う原料の転換をお考えの皆様へ

利子の助成をします

木材産業原料転換緊急対策特別事業

原料を外材から国産材に転換する製材工場等での加工設備の導入や経営の維持安定等に必要な資金の借入れに対して、利子の一部を助成をします。(3%を上限)

対象者 :製材業、木材チップ業、造作材製造業、床板製造業、合板製造業、集成材製造業、パーティクルボード製造業

条件 :現在の年間原木消費量に占める外材の割合、5年後の原木消費量に占める国産材の割合等

助成期間 :7年以内(うち据置期間2年以内) 但し、運転資金は5年以内(同1年以内)

全国木材協同組合連合会において国費(2/3)及び申請者自身の拠出による出えん金(1/3)により特別資金を造成し、この特別資金を取り崩すことにより利子助成を行います。

手続きの流れ

①	実施計画書の提出と認定・借入	原料転換等実施計画書を作成し県木連等を通じ全木協連へ提出
		審査委員会をの審議を経て実施計画の認定後、指定金融機関に借入金を申込み、設備導入資金・長期運転資金を借入れ
②	基本申請書の提出と承認	基本申請書を作成し県木連等を通じ全木協連へ提出
		承認後、承認通知書を受領
③	事業実施報告書の提出と確認検査	事業の実施報告書(証拠写真等)を提出
		全木協連の指定する検査員による確認検査
④	利子助成金の交付申請と受取	利子助成金交付申請書を提出
		利子助成金を受取

高性能林業機械の導入をお考えの皆様へ

リース料の助成をします

がんばれ！地域林業サポート事業

リースによって高性能林業機械を導入する場合に、リース料の一部を助成します。

対象者 : 林業事業体(単独可)、林業経営体(単独可)、上記のものが組織する団体、林業に新たに参入する事業体、森林組合等、地方公共団体が出資する法人 等

助成期間 : 3年以内

対象機械 : プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、スキッタ、フェラーバンチャ、グラップル、自走式搬器、集材機、グラップル付きトラック、グラップルソー

リース物件、契約時の金利、助成期間によって異なりますが、助成額はおおむね8から12%

手続きの流れ

①	助成を申請	事前に県木協連等にご相談下さい。
		機械メーカー、リース会社と調整の上、県木協連等を経由して、全木協連に助成を申請
②	審査を行い、助成を決定	全木協連は審査委員会を開催し、申請内容を審査し、助成を決定
		全木協連は申請者、リース会社に決定通知
③	申請者、全木協連、リース会社間で助成のための3者契約	3者間のリース料助成契約書の締結(その前に機械の借受者はリース会社とリース契約締結)
		申請者はリース設備を導入し、リース会社のリース料の支払いを開始
④	助成金の請求と支払	支払いを受けたリース会社はリース料の助成を全木協連に請求し、全木協連は請求内容を確認して助成額を支払い
		申請者は事業の実施報告を行う。

農林漁業セーフティーネット資金の借入れをお考えの皆様へ

利子の助成をします

農林漁業セーフティーネット資金利子補給事業

(株)日本政策金融公庫から「農林漁業セーフティーネット資金」を借入れる場合に、利子の一部を助成をします。(2%を上限)

対象者 : 林業経営改善計画の認定を受け、農林漁業セーフティーネット資金からの資金の融通を受けた方でコスト低減に取り組んでいるか、取り組もうとしていること

助成期間 : 10年以内

手続きの流れ

- | | |
|---|--|
| ① | 林業者は林業経営改善計画の認定を受け、(株)日本政策金融公庫から農林漁業セーフティーネット資金を借入れる |
| ② | 林業者は県木協連等を経由して全木協連に助成を申請 |
| ③ | 全木協連は申請内容を審査し、林業者に助成決定を通知 |
| ④ | 全木協連は林業者から提出された(株)日本政策金融公庫の振込証明書を確認して、補給金を林業者に支払う。 |
| ⑤ | 林業者は全木協連に経営状況報告 |